

犯罪被害者の財産的損害の回復についての考察

今西順一*

本論文は、現行法制度の原則である民刑分離の下で、どのような制度が最も効果的に、犯罪被害者の財産的損害の回復を行うことが可能なのかを考察したものである。

1章では、被害回復の方法の基本となる、民事手続における被害回復について述べる。この方法は被害者が加害者に対して、①民事裁判を提起するか、②示談を成立させることが考えられる。しかし、これらの方法は損害回復の実効性に乏しいものである。というのも、加害者が無資力の場合、被害者は為す術がなく、泣き寝入りせざるを得ないからである。

2章では、わが国の「犯罪被害者等給付金支給法」について述べる。この制度は犯罪被害者に対して、国家が見舞金を支給するというものである。ただ、この制度はその性格上、被害者の損害を補填するものではない上に、財源を税金によっているため、被害者救済の範囲も自ずと限界がある。

3章では、実効性の高い損害回復制度として、犯罪者からの没収・追徴財産、罰金等を基とした、被害者救済基金のわが国への導入の可否について述べる。この制度はわが国でも実行が容易で、かつ効果的な被害者救済を行うことが可能と考える。

1. 民事手続による犯罪被害者の損害の回復

(1) 民刑分離と犯罪被害者の損害の回復

近代法の発展にともない、民事法と刑事法の分化（民刑分離）が進むにつれ、刑事法は国家対個人（犯罪者）の関係を規律する方向に向かい、民事法は個人（被害者）対個人（加害者）の関係を規律するようになった。

よって、刑事法は犯罪者の規範違反行為に対する国家刑罰権の発動のための法規という役割を負い、他方、民事法は加害者が被害者に対して行った不法行為に対し、被害者がその損害賠償を求めるための法規としての役割を負うことになった。日本においては特に民刑の分離が著しいといわれている。

以上のように、刑事手続は国家と被告人という2面関係のみを対象とするようになった。今日、被害者は自身が犯罪によって被った損害を回復しようとするれば、まず第1に、加害者の民事法上の不法行為責任を追及し、

*いまにしじゅんいち（京都府立大学福祉社会学部2000年度卒業生。神戸大学法学部在学中）

それに伴う損害賠償請求のための民事訴訟を提起するという手段によることになる。第2に、被害者と加害者とがお互いに話し合い、示談を結ぶということが考えられる。示談は法的には和解契約（民法695条）の効力が発生する。法的には安定した方法といえないが、わが国の刑事手続上の実務においては重要な役割を果たしており、検察官による微罪処分（刑事訴訟法246条）、起訴猶予処分（同248条）や裁判官の量刑判断に反映することが多い¹⁾。

(2)民事手続による損害の回復の実効性

民事手続による損害の回復は一応実体的には制度が整備されている。そして、示談も加害者の刑事上の処分に大きく影響を及ぼす。しかし、これらは被害者の救済にあまり寄与していないといわれる²⁾。平成11年版犯罪白書によれば、被害者が「民事訴訟を起こした」、及び「今後起こす予定」の人は全体の13.9%に過ぎず（283頁）、示談においては、「成立した」及び「交渉中」の人は全体の38.6%である（277頁）。しかも、示談が成立したなかで、「全額支払があった」又はその「予定がある」のは39%（279頁）に過ぎない。このように損害の回復される割合は低くなっている。

(3)民事手続による損害回復の問題点

(a) 民事訴訟を提起するまでの問題点

上記のように民事訴訟を提起してまで、損害の回復を図る人は少ない。つまり、民事訴訟を提起する前段階において問題点があると考えられる。よってそれを本項において検討し、次いで民事訴訟を提起した段階の問題点及び示談についての問題点を明らかにし、若干の考察を行う。

イ) 被害者が加害者との接触を嫌がる場合
犯罪白書によれば被害者のなかで民事訴訟の提起につき、「起こしておらず、今後も起こすつもりはない」が57.1%、「起こしていないが、今後はわからない」が25.0%を占める。そして、不提起の理由としては「これ以上相手と関わりたくない」が62.2%で最も大きな理由となっている。犯罪の被害に遭うことは、そのような経験のない人が予想する以上に精神的ショックをもたらし、PTSD（心的外傷後ストレス障害）と呼ばれる一種の精神的な病気に陥ることがある。なかでも、性犯罪における被害者は特に強い精神的打撃を被るといわれている。確かに被害者すべてが深刻な精神的ショックを受けるわけではないが、被害者は多少とも、精神的ショックを受けるのであり、そのような被害者への精神的な援助は欠かせない³⁾。そして、被害者への精神的援助が充実すれば民事訴訟を提起する件数も増えるはずである。

ロ) 裁判を起こす方法がわからない、加害者の所在が不明

これらは被害者の事件や加害者に関する情報不足が決定的な理由である。この問題は被害者の情報提供を受ける権利、知る権利の問題とも関係してくる。警察、検察及び裁判所等が積極的に情報提供をおこなっていくことが望まれる⁴⁾。さらに、情報提供制度と支援団体等との連携が可能となれば、より効果的な被害者援助が可能となるであろう。そして、そのような総合的被害者援助が被害者の権利行使を推進する重要な役割を果たすといえる。

ハ) 裁判における多大な費用負担

裁判を提起するにも、その費用は被害者が負担せねばならない。このことが一層被害者の訴訟提起を萎縮させている。そこで、今年

(2000年) 8月に法律扶助協会は被害者に弁護士費用を援助する制度を導入することを決めており、来年の遅くとも4月には開始される⁹⁾。このような法律扶助協会の積極的な援助は大きく評価されるべきであろう。そして、今後も制度の拡充が望まれるところである。諸外国における例⁶⁾を参考にしつつ、総合的な被害者援助システムの構築を目指すべきであろう。

(b) 民事訴訟を提起した段階の問題点

イ) 加害者側の無資力

加害者側の無資力という問題は、被害者の民事手続による財産的損害の回復に関する最も根本的な問題であり、ひいては不法行為法全体の問題でもある。加害者に資力がない場合、これはどうしようもなく、ここに民事手続による損害の回復の限界が露呈する。この限界を解決するためには、国家が肩代わりして補償することがまず考えられる。わが国の「犯罪被害者等給付金支給法」による給付制度(以下、「犯給制度」とする)はこのような国家補償の考え方が含まれているとされている⁷⁾。ただ、このような犯給制度もまた、様々な問題点を抱えている。詳しくは次章で述べる。

国家補償制度だけが被害者の損害回復に資する制度ではない。刑事裁判において、加害者に被害弁償命令をだす制度や没収金、罰金等を基金として、それを被害者の損害回復に充てる制度等がある。これらについては3章において述べる。

ロ) 刑事訴訟との関係、証拠収集の困難

民事裁判において、被害者は加害者の不法行為を自らが法的に立証せねばならない。しかし、被害者は一私人に過ぎず検察や警察等と違い、強力な捜査機関を有しているわけではない。たとえ弁護士がいるとはいえ、事件

を立証するにはおのずと限界があることは想像に難くない。

そこで、もし加害者が刑事裁判を受けていれば、その裁判で検察が立証する証拠を民事裁判において被害者が転用できれば、被害者の負担軽減となり、訴訟促進の効果もあるが、以前までは利用することは出来なかった⁸⁾。

ところが、2000年11月1日から施行された「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(以下、「犯罪被害者保護法」とする)の制定によって、係争中の刑事裁判の公判記録を閲覧、謄写することが可能になった⁹⁾。

(c) 示談の問題点

本来、示談は両者の合意に基づいて行なわれるものだが、上述したように刑事手続での被疑者・被告人の処遇に大きく影響するので、加害者の弁護士が代理人となって両者の間に入り、示談の成立を促進することがある¹⁰⁾。

ところが、弁護士(代理人)はあくまで加害者の利益のために活動するので、なかには被害者の無知につけこんでおよそ公平とはいいがたい内容の示談を成立させたり、親告罪である性犯罪では脅迫に近い示談の強要をし、告訴を取り下げさせることもあるようである¹¹⁾。加えて、示談が成立しても民事執行法上の保護を受けることができないため、示談が反故になれば結局被害者は民事裁判を提起して、権利の確認を求めざるを得ない。示談が反故になる場合は加害者の所在が不明であったり、加害者に資力がなく支払いが不能である場合であり、民事裁判における問題点と一致する部分も多い。よって、民事裁判を提起してもほとんど問題の解決に至る可能性は低い。

示談についても、犯罪被害者保護法によっ

て一定の保護が図られている。当事者が示談を成立させ、それを係争中の刑事裁判所に申し立てれば公判調書に記載され、その内容に強制執行力が付与されることになった。

(d) 民事手続による損害の回復の限界

以上のように、民事手続による被害者の財産的損害の回復は様々な問題点を含んでいる。とりわけ、加害者側の無資力や、加害者が誰なのか不明で損害賠償を請求することすらできない、という問題点は重要である。この点の解決法として、国家による被害者への補償という議論が登場する。

ところが、この議論に対しては、「加害者側に損害賠償の能力がないことは犯罪被害者だけの問題でなく、不法行為法全体の問題でもあり、犯罪被害者だけを特別扱いする必要はない」という反論が予想されうる。しかしながら、犯罪を他の不法行為と同列に考えるのは妥当ではないであろう。詳しくは次章で述べるが、犯罪現象の特殊性に着目すべきである。さらに被疑者・被告人の人権保障が強調されることに対して、国民及び被害者が不公平感を抱いていることも考慮すると、被害者への国家補償は決して不当とはいえないのである。

2. 被害者への国家補償制度¹²⁾

(1) 犯罪被害者等給付金支給法

(a) 成立背景

わが国の「犯罪被害者等給付金支給法」(以下、「犯給法」とする) 制定の契機は1974年に発生した「三菱重工ビル爆破事件」といわれている¹³⁾。紙幅の関係上詳しくは述べられないが、犯給法制定の経緯をみると、その契機としては①被害者が補償の谷間に落ちて

しまったこと。さらに近時の犯罪者処遇が国家刑罰の応報機能を弱めた上に、誤って逮捕された者や冤罪の被告人には国家による補償(刑事補償法、被疑者補償規程等)が認められ、犯罪者であっても被疑者、被告人の段階では多額の国庫を用いて弁護されることが権利として認められること(国選弁護士制度)によって、②被害者の感情に不公平感をもたらしたこと。そして、③諸外国における被害者補償制度の成立、があげられる¹⁴⁾。

(b) 概要¹⁵⁾

イ) 給付対象 給付の対象となるのは、「人の生命又は身体を害する罪に当たる行為により、不慮の死を遂げた者の遺族、及び重障害を受けた者」である。行為には緊急避難、正当行為、正当防衛、及び過失は含まれない。

ロ) 給付の制限 親族間の犯罪被害や、他の公的給付を受けた場合等は給付金の全部または一部について不支給とする制限がある。

ハ) 給付の金額 金額は9条に規定があるが、実際の運用では遺族給付金の場合なら、被害者が生前勤労により得ていた1日の収入の100分の70を乗じた額を、障害者給付金なら100分の80を乗じた額を算出し、その額が基礎額の最高額より多ければ最高額に、最低額より少なければ最低額に、最高額と最低額の間ならばそのままの額に一定の倍数を乗じた額が支給される。よって、遺族給付金は220万円から1079万円、障害者給付金は262万5千円から1273万円までの額が支給されることになる。

ニ) 運用状況 1981年の施行以来1998年までの、年間平均受給者数は遺族が約216.5人、重障害者が約3.6人である。そして、被害者1人あたりの平均受給額は約405万円

ある。

要件の厳しい犯給制度であるが、受給者数に関しては、適正な運用がなされていると評価されている¹⁶⁾。ただ、これほどに厳しい要件では今後も救済される被害者の数が増えることは期待できないであろう。そして、受給額であるが、犯給制度の法的性格が見舞金的なものであることを考慮しても、低額に過ぎるのではないだろうか。

(c) 特色

わが国の犯給制度の特色は以下のとおりである。

まず第1に、給付対象の限定性(法4条2項)ということである。犯罪被害者が給付の対象であるが、人身犯罪の被害者に限られており、財産犯罪は対象になっていない。第2に、給付金が一時金方式(法4条1項)ということである。あくまで見舞金という制度の性格上、一時金とされている。第3としては、財源が国庫ということである。潜在的原因者の特定が不可能であり、補償でなく給付金という制度の性質からこのようになる。第4に、他の公的救済制度や損害賠償との調整(法7・8条)があるのも特徴といえる。加害者から弁償や賠償を受けたり、労災保険等からの給付がある場合はその分だけ減額される。第5に、被害者側の落ち度、親族関係による調整もある(法6条)。被害者に一定の落ち度がある場合や、加害者との関係が親族関係である場合等は給付金が減額又は不支給となることがある。第6に、給付基準は公害健康被害補償法を参考にしていることが挙げられる。損害賠償の考え方を基礎とする自動車損害賠償責任保険や公務に協力しそれによって被害を受けた人に対する補償(例えば、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」等)の水準を上回るのは妥当でな

いとされ、全ての市民が被害者となる可能性のある公害健康被害補償法を参考に給付水準が考えられた¹⁷⁾。ただ、実際のところこの基準については曖昧な部分が多い。

(d) 犯給法の法的性格と理論的根拠

一般的に被害者への国家補償制度の法的性格には大別して2つある。第1としては国家が犯罪の発生を未然に防ぐことができなかつたために、その犯罪の被害者に対してその損害の賠償をする義務が発生するという考え方である。第2としては社会保障制度としての性格であるとするものである。社会保障は社会保険、公的扶助、社会福祉及び公衆衛生の4部門からなるが、このうち特に国家補償の根拠となるものは社会保険と公的扶助といわれている¹⁸⁾。しかし、犯給制度は、法及び刑事司法への不信感の除去を目的とし、社会連帯共助の精神から被害者へ見舞金を支給するという性格を有していると言われており¹⁹⁾、上記のいずれとも異なる法的性格である。

そして、その見舞金が国庫から拠出されるその理論的根拠であるが、有力な学説として「税金を掛金とする公的な保険制度」であるとするものがある²⁰⁾。その論者である大谷實教授は「……国民一人ひとり、それぞれ被害者となりうる者つまり潜在的被害者であり、国民全体から掛金を徴収し、それを財源として被害の一部補填をはかることは理論的に十分に成り立つのであるから……」²¹⁾としつつも、このような掛金の徴収は現実的でないとし、税金を財源として給付を行うのであると述べる。確かに一見するとこのような考え方は分かりやすいものである。しかし、このような理論は理論のための理論という感が否めない。いくら犯給制度を「公的保険制度」と理解しようとも、支給範囲の限定性等をみると明らかに実体はそうになっていないのであ

る。そして、このような考え方はある意味、「何でもあり」の理論になると思われる。つまり、この理論は被害者に限らず、社会的に弱い立場に陥った人々全てに当てはめることのできる都合のいい理論ではないだろうか。実は犯給法制定前後の当時、被害者に対する国家補償制度に理論的根拠を求めるのは意義のあることではないとされていた²²⁾。

そして、犯給制度はその理論的根拠が極めて曖昧なままに放置されて今日に至っている。この問題を存置したままで犯給制度の拡充を求めるのは、ある程度までは可能であってもやはり限界があると思われる。

(2) 国家補償制度の理論的根拠付けに関する一考察

(a) 国家補償制度の重要性

被害者に対する国家補償制度は被害者への経済的支援の出発点といっても過言ではなく²³⁾、被害者救済の基本となるはずである。残念ながらわが国においては、近時、犯罪被害者2法（「犯罪被害者保護法」及び「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」）の制定、施行等がなされ被害者支援についての関心が高まっているにもかかわらず、犯給制度の改正は未だになされていない²⁴⁾。

被害者への国家補償を被害者救済の基本とするならば、国家補償制度の理論的根拠を考察するのは、これからの被害者救済にとっての礎になると思われる。以下、犯給制度を念頭に置きつつ、若干の考察を試みる。

(b) 犯罪現象の特殊性と国家補償の理論的根拠

労働災害や自動車事故という問題は近代資本主義の発達と共に登場し、大きな社会問題となり、やがて民法の特別法として労働法や

社会保障法という法体系を作り出した。一方、犯罪という現象はこれらの問題よりもはるか昔から存在していたにも関わらず、被害者を救済する独自の法体系を持ち得なかったのである。それは何故であろうか。

第1に、民刑の分化である。犯罪に関しては刑事法という独自の法体系を持ち、そこでは専ら国家と犯罪者の関係に興味の対象が向かったと言える。国家という巨大な権力が犯罪者の権利を制限する以上、刑事法が特に犯罪者に対する刑罰や被疑者・被告人及び犯罪者の人権について考察するのは必然であろう。そして被害者には民事上の不法行為の一方当事者という地位が与えられた。このように、刑事法という国家と犯罪者との関係を規律する法体系が成立した時点から、国家は被害者救済を民事法に委ね、関与しなかったと考えられる。

第2として、犯罪は社会における不可避な現象という点では労災や自動車事故と同じであるが、被害者落ち度論や被害者の有責性²⁵⁾というものがあるうえに、事件個々の独自性が強く、類型化が困難であるという特色を持つ。例えば、殺人という犯罪一つを取っても、残虐非道なものから、逆に被害者が非難され、加害者に同情が寄せられるものまで様々である。

第3点目は、犯罪は全員が遭遇する可能性があり、かつ個人の努力によっては避けられないものである（避け得るものも当然あるが）にも関わらず、事故と違い、人間の意思（故意）によって為されるものであるがゆえに社会保障制度とはなじみにくい性質を有すると考えられる。

以上のように、国家補償制度を単純に労災や自動車事故と同様に考えると自ずと限界を露呈することになる。すなわち、上記のよう

な犯罪現象の特殊性のために、被害者に対する国家補償制度は社会保障や他の国家補償制度を補完する程度の消極的な意味でしか認められないことになると思われる。それ以上に積極的に被害者の補償を認めようとするれば、補償の認定や基準の決定、さらには不法行為法との関連性における問題に衝突せざるを得ない。既述の通り犯罪は民事・刑事という現代の法制度の根幹となる代表的な現象であり、日本のように特に強い民刑分離の制度をとる国家での被害者に対する国家補償の安易な肯定は法制度の根本を揺るがしかねない。よって、被害者の損害はあくまで不法行為責任の追及によってすべしとする意見もまた正論なのである。

私見もまた、被害者の損害回復は本来不法行為として加害者が賠償すべきであると考え。ただ、そこで加害者の資力の有無によって、被害者が賠償を受けられるかどうかに分かれるのは平等性に欠けるのではないか。そして、国家の刑罰権の発動が加害者の無資力化に大きく関わるのが往々にしてある以上、国家には被害者の損害回復に法的責任が発生するといわざるを得ない。

よって、従来言われてきたような犯罪の回避について国家に義務が発生するというのではなく、また社会保障として国家補償制度を位置づけるのでもない。民事上の権利を行使することができない被害者に対して、その法制度の整備の不十分性について国家は責任を負い、その制度改善の義務が課されるといってよく、その制度が不十分である限り国家は被害者に対して何らかの代替措置としての国家補償制度を整備する必要があると考える。ゆえに、被害者が損害賠償を実効的に受けることができるような制度を整えば必然的に国家補償制度の必要性は縮小すると考える。

このような考えに対しては、「被害者だけにこのような特別扱いが認められるのか」といった意見が予想される場所である。つまり、不法行為法の問題であるのであれば、それは犯罪に限ったことではないというものである。このような意見に対しては、上記のような犯罪という現象の不可避性と特殊性という点で反論が可能であろう。また、このような考えにたてば、「結局国家の市民に対する犯罪防止義務違反の考え方と変わらないのではないか」という意見も予想されるが、安全保護義務違反論と私見の違いは後者が被害者補償の問題に留まらず、総合的な被害者支援制度の点も考慮に入れているところである。つまり、被害者の損害の回復を目指すための制度整備には既述の通り被害者への情報提供、精神的ケア等の視点も欠かすわけにはいかない。すなわち、1章で述べたとおり、民事手続による損害回復には訴訟の提起の方法がわからない、精神的ショックから加害者と向き合う気になれない等の問題が山積している。もちろん、最も大きい問題は加害者の無資力である。このように訴訟を提起したくともできないということが往々にしてある以上、国家はそのような問題を解消する必要性があり、それが総合的な被害者支援システムにつながっていくと考える。そして、まさしくその部分が安全保護義務違反論と私見の最大の相違点であり、かつ私見の最大の特長と考える。

3. 効果的な被害者の財産的損害の回復

(1) 損害回復制度の検討

(a) わが国の損害回復制度の方向性

わが国の現行制度において、被害者が財産的損害を回復する上で、最も大きな障害となるのは加害者側の無資力という問題であり、国家が損害の回復を容易にする制度の創設が必要である。ただ、私見はあくまで加害者が財産的損害の回復を行うべきであると考えるので、より実効的に加害者が被害者に損害の回復を行う（又は、させる）制度の構築を目指し、その補完として国家が補償すべきであると考え。その際、加害者による損害の回復を追求していくと、どうしても民刑の分離というわが国の原則に抵触することになる。この民刑の分離を存置したまま損害の回復制度の充実を図るのか、それとも民刑の分離を超越した法制度を採るべきなのかは今後のわが国の大きな課題といえよう。

本章においてはわが国の現状を踏まえ、諸外国の財産的損害の回復制度や学説を参考に、いかなる制度がわが国に適した制度なのかを考察したい。

(b) 諸外国の損害回復制度とその法的な枠組みによる分類

諸外国の損害回復制度は、以下の4つの法的な枠組みに分けることができる。①実体法上で制度を構築する「刑法モデル」、②刑事手続内で制度化する「刑事手続内モデル」、③刑事手続を利用して民事手続を行う「刑事手続関連モデル」、④既存の民刑分離を採りつつ民事手続を整備する「民事手続支援モデル」、である²⁶⁾。以下順に若干の説明を加える。

①刑法モデル

このモデルは、刑法という実体法に加害者の損害回復が加害者の量刑や刑罰にどのように影響するのかが規定されているものである。例えば、ドイツ刑法には加害者の損害回復の達成、努力が刑罰の免除や減輕の事由と

なることが明文化されている。他にもオーストリア刑法やアメリカ刑法においても同様の制度がある²⁷⁾。

このモデルは当事者間の紛争という面を重視し、その紛争が解決したならばもはや国家の登場する必要性を失わせる、又は減少させるという考え方に基づいている。民刑の分離が厳格なわが国においてこのようなモデルを採用することは困難であろう。なぜなら、当事者間の紛争は民事法の分野が受け持つと考えられているからである。将来的にはこのような制度を検討する価値はあるであろうが、現時点ではかなり難しいと思われる。

②刑事手続内モデル

これは刑事手続の中で民事の手続を行うものである。例えば、ドイツの附帯私訴、イギリスやアメリカの損害賠償命令等がある。これらは刑事手続の中で民事手続をも行うので、簡便かつ訴訟経済的にも効率的なようである。しかし、民刑の分離の下では実現が困難であり、その点をさておくとしても、裁判官の負担が大きいことやそれに伴う審理の遅延、さらには起訴・不起訴事件間の不公平性という問題もある。

③刑事手続関連モデル

このモデルとしては例えば、犯罪行為により被害者から得た財産と認められれば、刑事手続において没収・追徴して被害者に返還する制度が考えられる。わが国では「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下、「組織的犯罪処罰法」とする）において、上記の例とは反対の制度がある。同法13条2項は被害者から得た財産と認められた場合、没収をすることができない、と規定している。これは、国家が被害財産を没収せず、被害者が民事の手続で損害財産の回復を行なうことを促進する意図である。ところが、

これでは被害財産が犯罪者の手元に残ってしまい、隠匿・散逸の危険が生じる²⁸⁾。そこで、法務省は「犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱骨子事務局参考試案3の諮問事項9」として、このような被害財産を国家が没収して、それを被害者に返還するという案を出したが、結局廃案となった²⁹⁾。だが、この制度はわが国の損害回復制度の構築に大きく寄与する可能性があると思われるので後述する。

④民事手続支援モデル

これは損害の回復の本来的な形態である民事手続による制度に対しても何らかの支援をしようとするもので、例えば、犯罪被害者保護法3条の公判記録の閲覧・謄写はこのモデルに該当する。

さて、これらのモデルのなかで、わが国に導入しうるものはどれであろうか。民事手続支援モデルは何ら問題がないとしても、刑法モデルや刑事手続内モデルの導入は民刑分離の原則のもとでは困難であろう。わが国の民刑分離が比較的厳格であると言われている以上、これら2つのモデルを強引に導入すれば他の制度との関係が崩れてしまう恐れがある。将来的な議論はともかく、これらのモデルの拙速な導入は避けるべきである。

刑事手続関連モデルはどうであろうか。このモデルはあくまで刑事手続を利用して損害の回復を図るものであるから、民刑分離のもとでも導入は比較的容易であろうし、また、他の制度との関係とも調和しやすいと思われる。そして、上述のように法務省が没収・追徴制度の利用を提案していることはこのモデルの導入の可能性を示しているといえるであろう。以下、法務省の制度案を素材にし、没収・追徴制度の利用に関して述べる。

(2)損害回復に資するための没収及び追徴に関する制度の利用（刑事手続における犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱骨子事務局参考試案3〔諮問事項9〕）について

(a) 制度案の目的

わが国の犯罪被害者2法制定の経緯において、被害者の損害回復に資する注目すべき制度が提案された。それが没収・追徴制度³⁰⁾の利用案である。

本来、没収・追徴は刑法における付加刑である。その対象物の財産権は国庫に帰属することになる。その趣旨は犯罪による不法な利益を犯人に享受させないところにあるが、上述の通り、組織的犯罪処罰法は没収・追徴の対象が犯罪被害財産である場合、例外として、没収・追徴を禁じた。

しかし、このような扱いは被害財産の隠匿や散逸の危険を発生させる。そこで、そうした危険を回避し、被害者が実効的に損害回復しうるように、上記制度案が諮問事項にあげられたのであった。

(b) 制度案の概要と問題点

紙幅の関係上詳しくは述べられないが、要するに、制度案は組織的犯罪処罰法での没収・追徴禁止規定を廃止し、逆に没収・追徴を行って被害者を保護しようとするものである³¹⁾。

この制度案は結局法制化されることなく、廃案となったが、それは、この制度案が以下に述べるような問題点を抱えているからである³²⁾。まず、①組織的犯罪処罰法の運用が未だ明らかでないこと。そして、②対象が組織的犯罪処罰法による犯罪収益規制の対象となる財産犯等のみであること。さらに、③不起訴事件の被害者との不公平性という問題。そして、④民事上の債権回収の目的による濫告

訴の増加の恐れ、である。

これらが法制審議会においてだされた問題点である。確かに、このような問題点を残したまま拙速に法制化するのは得策ではなかったであろう。だが、迅速な問題解消と法制化が望まれるのは言うまでもない。

(c) 制度案の展望

没収・追徴制度の利用に関しては今回の立法において見送られたわけであるが、この制度は被害者の損害回復に大きく貢献するものといってよい。法務省が組織的犯罪処罰法という限定的な範囲であるにせよ、没収・追徴制度という刑事法の制度を民事の問題であるはずの被害者の損害回復に利用しようと検討したこと自体、高く評価されるべきであろう。

そして、この制度案は大きな可能性を秘めたものであると思われる。つまり、今回の案では、対象は組織的犯罪処罰法の適用犯罪のみに限定されており、その損害回復は当該犯罪の被害者のみに限られているが、対象犯罪を拡大し、他の犯罪の没収・追徴制度及び罰金による金員によって基金を創設し、被害者の損害回復に充てるという制度に発展させていくことも可能と思われる。特に薬物事犯等のいわゆる「被害者なき犯罪」³³⁾における没収・追徴及び罰金により回収された金員は、それを被害者に賠償する必要がないので、基金に組み込みやすい。また、道路交通法違反等の交通犯罪における罰金もその性質上、大部分が基金にすることができるとと思われる³⁴⁾。このような制度が整備されれば、一層の被害者救済に寄与することは間違いない。実際、アメリカにおいては1984年から犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund) が設立され、その財源を罰金、没収保釈保証金等によっており、それを被害者の補償や被害者支援プロ

グラム等に交付している³⁵⁾。また、ドイツの場合も被害者の民間支援団体の活動資金の一部を罰金により賄っている³⁶⁾。このように支援団体の補助金の財源とするのも一案であろう。

以上のように没収・追徴制度等の利用による被害者基金の創設はぜひとも必要であると考えられる。そもそも没収・追徴財産や罰金は、必ずしも国庫に帰属させる必要性はないはずである。犯罪により発生した金員を国家が回収し、それを被害者の損害回復に利用することには、国民の賛同も得られるのではなかろうか。現行の犯給制度と違い、財源が犯罪者から得た金員であれば、一種の原因者負担の保険制度と解することも可能であり、税金を財源にするのと比較すると、論理的にも、国民感情的にもはるかに納得のいくものであると言えるだろう。

(3) 基金制度の実効性

上述のような基金制度と共に、この制度を補完する形で犯給制度が機能すれば、より一層損害回復制度が充実するであろう。

ただ、基金制度にも検討すべき課題はある。まず、基金制度と犯給制度の関係をいかに位置付けるのかという問題である。私見はあくまで犯給制度を補完的、補充的なものとして機能させるべきであると考えられるが、基金制度と犯給制度の結合を図る考え方もあり得る³⁷⁾。そして、それと関係して、基金の性格をどのように捉えるのかも問題となる。社会福祉的に同情すべき被害者に支給するのか、それとも完全な損害の補償をするのか等があるが、上述したように、一種の社会保険として位置付けるのが妥当ではないだろうか。ただ、社会保険として基金を位置付けるとしても、支給の範囲をどの程度に設定するのが問題

となる。さらに、被害者の優先順位も問題となろう。つまり、没収・追徴、罰金の対象となった事件の被害者から優先していくのか、それとも重大な損害を被った被害者から優先していくのか等が考えられる。他にも、被害額の認定等の問題もある。もっとも、これらの問題点は制度が発足すれば当然に生じる問題であって、なんら制度の発足を阻害するものではない。おそらく、この制度の問題点をあえて挙げるならば、没収段階における第三者の財産権との抵触であろうが、これはあくまで没収制度が抱える問題点であって³⁸⁾、これをして損害回復制度の導入を拒絶する理由にはならないであろう。

既述の通り、没収・追徴、罰金による金員の基金設立の制度は現状の民刑分離のもとでも導入は十分可能であり、実効性も高いものとする。民刑分離原則の超越という議論は今後の長期的な課題であるとしても、現在の被害者の財産的損害の回復という問題を考えると、本章で提示した制度の創設は是非とも実現されるべきであろう。

<注>

- 1) 示談とこれらの相関関係については、法務総合研究所編『犯罪白書』(1999年、大蔵省印刷局) 316頁以下参照。
- 2) 大谷實・斎藤正治『犯罪被害給付制度』(1982年、有斐閣新書) 5頁以下参照。
- 3) 被害者の心理、精神等については、宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編『犯罪被害者の研究』、(1996年、成文堂) 13頁以下、及び山上皓「被害者の心のケア」ジュリスト1163号(1999年) 80頁以下参照。
- 4) 警察庁では「被害者対策要綱」(警察庁次長通達)を策定し、都道府県警レベルでも『被害者の手引』を作成、配布している。また、検察庁にお

いても被害者等通知制度が平成11年4月から実施されている。被害者の情報提供権、知る権利に関しては、宮澤浩一・國松孝次監修『犯罪被害者支援と弁護士』(2000年、東京法令出版)(以下、宮澤・國松A書と引用) 132頁以下、太田達也「被害者に対する情報提供の現状と課題」ジュリスト1163号(1999年) 18頁以下参照。

- 5) 朝日新聞2000年8月18日付朝刊参照。
- 6) ドイツの「白い環」での被害者への経済的援助は注目すべきものがある。詳しくは、安部哲夫「ドイツにおける被害者の救済・保護・支援」(日本被害者学会編『被害者学研究第8号』[1998年、日本被害者学会]所収) 62頁以下参照。
- 7) 宮澤・國松A書72頁参照。
- 8) この点につき、東京高裁判決昭和60年2月21日判例時報1149号119頁以下参照。
- 9) 紙面の関係上、犯罪被害者保護法について詳しく言及することはできない。同法については現代刑事法第2巻11号(2000年)に60頁余りの特集がなされているのでそちらを参考にさせていただきたい。
- 10) 示談において、加害者の窓口となったのは弁護士が39.1%である。なお、この調査・示談については宮澤・田口・高橋前掲書221頁参照。
- 11) 角田由紀子弁護士の第78回日本刑法学会、分科会Ⅱでの発言である。同大会レジュメ集13頁参照。
- 12) 国家補償という語を用いているが、国家補償とは「国または公共団体の活動により国民に生ずる損害または損失の填補の制度の総称」(芝池義一『行政救済法講義』[1995年、有斐閣] 158頁より引用)である。国家補償はさらに国家賠償と損失補償という概念に分かれる。前者は「法律によって意図されていない損害が違法その他の過誤ある国・公共団体の措置によっていわば偶然的結果的に生じた場合の損害を填補する制度」(芝池・前掲書158頁)である。後者は「国・公共

- 団体の活動に違法性その他の過誤がないにもかかわらず、その活動から生じる損失に対する填補の制度」(芝池・前掲書159頁)である。犯罪は私人間の現象であるので、犯給制度を国家補償制度と呼べるのかどうかさえ疑わしいのだが、本論文では犯給制度の被害者に対して国家が金員を支払うという側面から、これを一応被害者に対する国家補償制度と呼ぶことにする。よって、本論文において表記される国家補償制度とは「国家の被害者への何らかの金銭的援助・救済」という程度の意味である。
- 13) 犯給法の制定経緯について詳しくは、大谷・斎藤前掲書2頁以下参照。
 - 14) 大谷・斎藤前掲書14頁以下参照。
 - 15) 犯給制度の概要は紙面の都合上、詳細に述べることができない。宮澤・國松A書65頁以下、及び宮澤・高橋・田口前掲書88頁以下にかなり詳細な制度の説明がなされている。
 - 16) 高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」ジュリスト1163号(1999年)73頁参照。
 - 17) 宮澤・國松A書101頁以下参照。
 - 18) 大谷實教授は諸外国の国家補償制度を比較し、①損害賠償型、②労災保険型、③生活保護型に分類なされた。大谷・斎藤前掲書31頁、32頁及び藤木哲也『犯罪学入門』(1980年、立花書房)303頁以下参照。なお、①は本論文の国家の安全保障義務違反論に、②は社会保険に、③は公的扶助にそれぞれ対応する。
 - 19) 大谷・斎藤前掲書6頁、及び高橋前掲論文73頁参照。
 - 20) 大谷・斎藤前掲書51頁以下参照。
 - 21) 大谷・斎藤前掲書52頁より引用。
 - 22) 大谷實「イギリスにおける被害者補償制度の運用状況」(大谷實・宮澤浩一共編『犯罪被害者補償制度』[1976年、成文堂]所収)116頁以下参照。大谷教授は論文の最後で「被害者補償制度の理論的根拠をめぐる議論などは、それほど大きな意義を持ちえないことを強調しておきたい。」と述べられている。
 - 23) 国家補償制度が最も早く採用されたニュージーランドや、同様に国家補償制度が早く採用されたイギリスも被害者救済の先進国と言ってよい。
 - 24) 今年(2000年)3月に行われた犯罪被害者対策関係省庁連絡会議においては、犯給制度の拡充について現在調査中とのことである。詳しくは首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp> 参照。
 - 25) 諸澤英道『新版被害者学入門』(1998年、成文堂)196頁以下参照。
 - 26) このような損害回復の分類方法は高橋則夫教授がその論文の中で示されておられる。宮澤・國松孝次監修『犯罪被害者支援の基礎』(2000年、東京法令出版)(以下、宮澤・國松B書と引用)264頁以下、高橋前掲論文72頁以下参照。
 - 27) ドイツ刑法については特に、宮崎英生「刑法における損害回復」(『西原春夫先生古稀祝賀論文集第4巻』[1998年]所収)252頁以下、ドイツの制度全般については高橋則夫『刑法における損害回復の思想』(1997年、成文堂)116頁以下、オーストリアの制度については同書71頁以下、アメリカの制度については同書91頁以下参照。
 - 28) 佐伯仁志「組織的犯罪への実体法的対応」(『現代の法6 現代社会と刑事法』、1998年)252頁以下参照。
 - 29) 没収制度の利用については、伊藤眞「要綱骨子における民事的事項について」ジュリスト1176号(2000年)48頁以下参照。
 - 30) わが国の没収・追徴制度については、山口厚「わが国における没収・追徴制度の現状」ジュリスト1079号(1993年)10頁以下参照。
 - 31) 詳しくは法制審議会刑事法部会「要綱骨子事務局参考試案3(諮問事項9)」ジュリスト1176号(2000年)57頁以下参照。
 - 32) 制度案の問題につき、村越一浩「法制審議会に

- における審議の経緯及び要綱骨子の概要」ジュリスト1176号(2000年)39頁以下参照。
- 33) 被害者なき犯罪については定義、範囲が一定でないが藤本哲也教授によると、①同意に基づく関与、②告訴人としての当事者の欠如、③非被害性の自己判断、④取引的ないしは交換的な性質、の4つの基準により決せられるという。詳しくは、藤本前掲書169頁以下参照。
- 34) 前掲『犯罪白書』によると、第1審で罰金刑が科される犯罪の88.3%が道路交通法違反であり、これを基金に組み入れることができれば、かなりの効果が期待できると思われる。『白書』50頁参照。
- 35) アメリカの被害者補償につき、前掲『犯罪白書』393頁以下、他にも、オーストリアやベルギーでも罰金を財源とした被害者補償制度がある。諸澤前掲書499頁以下参照。
- 36) 諸澤前掲書468頁参照。
- 37) 佐伯前掲論文252頁参照。
- 38) 没収の問題点については、宮澤・國松B書185頁以下参照。なお、第三者の財産権を制限する没収は憲法29条違反となる判決がある。最高裁判決昭和32年11月27日判例時報134号34頁以下参照。

<参考文献>

- 安部哲夫「ドイツにおける被害者の救済・保護・支援」(日本被害者学会編『被害者学研究』第8号、[1998年]所収)58頁～73頁。
- 伊藤眞「要綱骨子における民事的事項について」ジュリスト1176号(2000年)48頁～53頁。
- 太田達也「被害者に対する情報提供の現状と課題」ジュリスト1163号(2000年)18頁～29頁。
- 大谷實・斎藤正治『犯罪被害給付制度』(1982年、有斐閣新書)。
- 大谷實・宮澤浩一共編『犯罪被害者補償制度』(1976年、成文堂)。

- 佐伯仁志「組織的犯罪への実体法的対応」(『現代の法6 現代社会と刑事法』[1998年、岩波書店]所収)232頁～263頁。
- 芝池義一『行政救済法講義』(1995年、有斐閣)。
- 高橋則夫『刑法における損害回復の思想』(1997年、成文堂)。
- 高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」ジュリスト1163号(1999年)72頁～79頁。
- 藤本哲也『犯罪学入門』(1980年、立花書房)。
- 宮崎英生「刑法における損害回復」(『西原春夫先生古稀祝賀論文集第4巻』[1998年]所収)、239頁～260頁。
- 宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編『犯罪被害者の研究』(1996年、成文堂)。
- 宮澤浩一・國松孝次監修『犯罪被害者支援と弁護士』(2000年、東京法令出版)。
- 宮澤浩一・國松孝次監修『犯罪被害者支援の基礎』(2000年、東京法令出版)。
- 松尾浩也他「座談会 被害者の保護—法制審議会答申をめぐって」ジュリスト1176号(2000年)2頁～38頁。
- 村越一浩「法制審議会における審議の経緯及び要綱骨子の概要」ジュリスト1176号(2000年)39頁～47頁。
- 諸澤英道『新版被害者学入門』(1998年、成文堂)。
- 山上皓「被害者の心のケア」、ジュリスト1163号(1999年)80頁～86頁。
- 山口厚「わが国における没収・追徴制度の現状」ジュリスト1079号(1993年)10頁～15頁。
- 『現代刑事法』2000年11月号No.19, 現代法律出版。
- 法務総合研究所編『犯罪白書』(1999年、大蔵省印刷局)。
- 法制審議会刑事法部会「要綱骨子事務局参考試案3(諮問事項9)」ジュリスト1176号(2000年)。

<追補>

本論文は、2000年度の福祉社会学部卒業論文を加

筆・修正したものである。現在（2001年3月）、犯給制度について新たな動きが生じ、改正されるようである。本論文では、内容を論文執筆当時のものとしている。よって以下に、補足として、犯給制度改正の概要を述べることにする。

犯罪被害者支援に関しては警察庁が学者、実務家によって構成される、「犯罪被害者支援に関する検討会」（以下、検討会）に検討を委託していた。そして、検討会は2000年の12月25日に「犯罪被害給付制度その他の犯罪被害者支援に関する提言」（以下、本提言）をまとめた（注：詳しくは、警察庁ホームページ <http://www.npa.go.jp>参照。）。その中でも犯給制度の拡充についての提言について述べる。

犯給制度の拡充について、本提言は1）支給範囲の拡大と、2）支給金額の引き上げについてふれている。その内容について以下に述べる。

1）支給範囲の拡大

本提言は①障害等級5級以下の障害が残った場合の被害や、②障害がなくとも、重大な負傷又は疾病（重傷病）を受けた被害、にも給付金を支給すべきとしている。本提言はその根拠を、諸外国の制度、及びわが国の労災保険等の社会保障制度との比較に拠っている。②の重傷病については全治1ヶ月以上の傷病とし、2週間程度の入院をその要件とするよう提言している。

2）支給金額の引き上げ

本提言は現行の支給金額の引き上げを主張する。その理由としては①自動車損害賠償保障事業が最高3000万円まで支給されること、②労災保険等においては年金等の手厚い補償がなされていること、③完全な損害賠償は本来高額な金額であること、を挙げている。

このような提言を受け、警察庁は犯給制度の拡充を図る方針である。そして、遺族給付金の上限が1079万円から1573万円に、障害給付金の上限が1273万円から1849万円に引き上げられ、障害給付金も現行の4等級までしか認められていなかったものが、14等級まで認められるようになるという。結果、対象者は約1000人まで拡大されると言われている（ちなみに1999年は158人、2000年は281人の受給者があった）（注：朝日新聞2000年12月25日付朝刊参照。）。

受給対象者が拡大されるのは評価されるべきであろう。特に、障害給付金が14等級までの被害者に一気に広がるのは、被害者救済に大きく寄与する。ただ、本論文で述べた犯給制度の法的性格に関しては全く従前の通りであり、制度の理論的根拠にも全く触れられていない。犯給制度の理論的根拠、法的性格についても見直される時期にきているのではないだろうか。そして、犯給制度のみでなく、その他の被害者支援及び、財産的損害の回復制度の充実に対する議論を深める必要があるのは当然のことである。